

(様式2)

# 指定管理者制度導入施設の管理運営状況【対象年度:令和元年度】

※1～6:所管課記入、7:指定管理者記入、8～9:指定管理者及び所管課記入、10:指定管理者及び所管課記入(実施した場合)

所管部・課	県民文化部 文化政策課
指定管理者	一般財団法人 長野県文化振興事業団

## 1 施設名等

施設名	長野県飯田創造館	住所 電話 ホームページ	長野県飯田市小伝馬町1-3541-1 0265-52-0333 http://iidasozokan.sakura.ne.jp/
-----	----------	--------------------	--

## 2 施設の概要

設置年月	昭和54年12月	根拠条例等	長野県都市公園条例
設置目的	住民福祉の増進に寄与することを目的に設置する。県民の芸術文化活動に参加する機会を提供するため		
施設内容	・創作室14部屋(1階:5部屋、2階:4部屋、3階:1部屋、4階:4部屋) ・電気・灯油窯室、木工芸室、備品保管庫等 ・駐車場44台・身障者専用8台		
利用料金	・創作室(400～11,900円)・備品(150～3,300円) ・電気窯(1時間150～300円)、電気器具(1kw以内1時間20円)		
開館日	毎週水曜日休館		
開館時間	9:00～22:00		

## 3 現指定管理者前の管理運営状況

期間	管理形態	管理受託者又は指定管理者等
～平成17年度	管理委託	財団法人長野県文化振興事業団
平成18年度～20年度	指定管理	財団法人長野県文化振興事業団
平成21年度～23年度	指定管理	一般財団法人長野県文化振興事業団
平成24年度～28年度	指定管理	一般財団法人長野県文化振興事業団
平成29年度	指定管理	一般財団法人長野県文化振興事業団
平成30年度	指定管理	一般財団法人長野県文化振興事業団

## 4 報告年度の指定管理者等

指定管理者	一般財団法人長野県文化振興事業団	指定期間	平成31年4月1日～令和2年3月31日(1年間)
選定方法	公募(応募者数:1)		

## 5 指定管理料(決算ベース)

令和元年度(A)	平成30年度(A)	差(A)-(B)	※(A):当該年度、(B):前年度(以下同じ)
26,464 千円	26,055 千円	409 千円	
	増減理由	消費税改正と新型コロナウイルス感染症による影響額を指定管理料に反映したため。	

## 6 指定管理者が行う業務

<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設及び設備の維持管理に関する業務</li> <li>・創造館の利用の許可及び利用料金に関する業務</li> <li>・文化の振興に資する事業の企画及び実施に関する業務</li> <li>・上記業務に附随する業務</li> </ul>
---

## 7 利用実績等

### (1) 利用実績【指標:稼働率】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和元年度(A)	60.2	69.6	66.2	69.5	64.0	69.0	62.1	66.2	61.5	56.3	58.9	37.3	61.6
平成30年度(B)	58.2	73.9	68.7	73.3	69.9	70.9	68.1	69.0	66.2	54.8	65.8	68.8	67.3
(A)/(B)	103.4	94.2	96.4	94.8	91.6	97.3	91.2	95.9	92.9	102.7	89.5	54.2	91.5
増減要因等	①利用グループの会員数が減ったことにより小さな部屋の利用にシフトする傾向にあること。 ②2月下旬から3月にかけて新型コロナウイルス感染症防止による当館主催の創造展等の中止及び利用キャンセルの発生												

### (2) 利用料金収入

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和元年度(A)	488	466	598	575	544	562	455	554	594	419	459	311	6,025
平成30年度(B)	451	588	577	627	622	571	529	571	556	490	502	537	6,621
(A)/(B)	108.2	79.3	103.6	91.7	87.5	98.4	86.0	97.0	106.8	85.5	91.4	57.9	91.0
増減要因等	①利用グループの会員数が減ったことにより小さな部屋の利用にシフトする傾向にあること。 ②2月下旬から3月にかけて新型コロナウイルス感染症防止による当館主催の創造展等の中止及び利用キャンセルの発生												

### (3) 利用料金見直しの状況(前年度と比べて)

見直しの有無	見直した場合はその内容
有	長野県都市公園条例の改正(平成31年3月18日公布)のため

### (4) 開館日・時間の見直し等の状況(前年度と比べて)

開館日数	開館時間	見直しの有無	見直した場合はその内容
令和元年度(A) 302日	令和元年度(A): 9:00～22:00	無	
平成30年度(B) 301日	平成30年度(B): 9:00～22:00		

### (5) サービス向上のため実施した内容

<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用グループ代表者会議、管理運営委員会の開催や館利用の皆様へのアンケートの実施などにより、要望や意見を聴取し、迅速に対応するとともに、県文化政策課、(一財)県文化振興事業団、飯田建設事務所、飯田市に要望している。</li> <li>・自主事業の実施にあたっては、受講者からアンケートや聞き取りを参考に内容の見直し、充実に努めている。</li> <li>・公民館等から要望があった、創造館を拠点として活動するグループによる公民館事業への技術的な援助について、派遣要請に応えられるグループを一覧にし、情報提供している。市内小学校からクラブ活動支援ができる方(陶芸指導)の紹介依頼があり、一覧から登録グループを平成30年度に紹介し指導が継続している。</li> </ul>
---

(様式2)

(6) その他実施した取組内容

当館利用者が多く利用する公園駐車場に関わる苦情については、管理者である飯田市や設置者である県建設事務所と密接な連絡をとり、その都度丁寧・慎重に対応している。平成29年度に風越公園の駐車場整備事業が実施され玄関まで荷物の搬入ができるようになったことや、玄関前の駐車場スペースが確保され野外ライブなどに便利になったが、一方、全体では駐車台数が40台減少した。さらに令和2年3月から飯田警察署に優良運転免許作成機1台が稼働したため43台優先利用され、益々駐車場不足が顕著になった。利用者に車の相乗り・公共交通機関の利用や周辺の駐車場の確保等をお願いしている。混雑時はシルバー人材センターに交通整理を依頼し、利用者の案内を行った。

(7) 利用者の主な声及びその対応状況

・築40年超になるため、老朽化に伴う施設・設備の故障等については、職員の対応できる細かな修繕は直ちに対応し、大規模高額なもの(301号室冷暖房、トイレ洋式化、新駐車場から玄関までの道筋に深い水たまりができるなど)は県に改修・修繕等の要望をしている。

8 管理運営状況(実施状況及びそれに対する評価を記入)

※項目は施設の状況に応じ加除修正してください。

項目	指定管理者	所管課	評価
施設の目的に沿った管理運営	協定書及び仕様書に基づいた管理運営を行った。	基本協定書、業務仕様書及び年度計画書に基づいた管理運営が実施されたと認められる。	B
平等な利用の確保	・利用予約は原則的に先着順を徹底し、平等な利用の確保に努めるとともに、急な申し込みに対しても対応し利用率を上げることに努めている。 ・展示会等については準備に相当期間を要することから、前年9月に翌年分を一括して利用希望を募り、調整を行って早期の予約許可を行っている。	平等な利用の確保ができたと認められる。	B
利用者サービス向上の取組	・施設及び設備の適切な使用に係る指導や展示作業の補助を行うなど利用しやすい環境をつくっている。 ・修繕費で玄関先のモニュメント移設や屋外給水施設の修繕等を実施しサービスの向上を図った。 ・玄関先に季節の花プランターを置いたり、華道グループのボランティアによる生け花で来館者を迎えている。 ・ホームページを使った各事業のチラシ掲載やFacebookによる情報発信を行った。 ・「ご意見箱」をふれあいロビーに設置し、クレーム等には速やかに対応や説明をして解決を図る。 ・平成29年度から自主事業が終わったら、PDCAサイクルで必ず反省をまとめ、館会議などでみんなで議論して記録に残し次へのステップに生かしている。	施設利用方法の改善や整備を行い、利用者の立場に立ち、また利用者と協力したサービス向上の取り組みができたと認められる。	A
自主事業	・平成29年度から飯田市美術博物館が実施する「美博子ども美術学校陶芸教室連携事業」を共催し、子どもやその親を含めた新たな利用者の開拓に努めた。 ・平成29年度に新たに開設した「生活の中のお茶入門講座」を引続き開催するとともに、令和元年度に「絵の具の作り方入門講座」を開講し、新しい分野の利用者の開拓につながった。 ・新人発掘事業の成果として「若造展」を継続して開催し、出品者が過去最多の75名となるなど若手芸術家の発表機会の拡大と交流促進を図っている。	特色ある事業が実施されており、施設の設置目的に寄与している。	A
職員・管理体制	・仕様書及び運営計画に基づき常勤職員8名体制(嘱託職員7名+臨時職員1名)で運営している。 ・毎月、館会議を開催し職員全員が達成目標と管理運営の課題等を認識し、利用向上に前向きに対応している。	仕様書及び年度計画書に基づく、適正な職員配置が行われている。	B
収支状況	収入32,265千円に対し、支出38,223千円であり、収支差額は-5,958千円となった。	利用者へのサービスの質が低下しないよう管理運営を行っていただきたい。	C
総合評価	・全般的に協定書及び仕様書に基づき、管理運営することができた。 ・今後も利用者のニーズ等を的確に把握し円滑な管理運営に反映させるとともに、芸術文化活動の拠点施設の一翼をめざし努力したい。	おおむね仕様書等の内容どおりの成果があり、適正な館運営が行われている。	B

<評価区分> A:仕様書等の内容を上回る成果があり、優れた管理運営が行われている。  
 B:おおむね仕様書等の内容どおりの成果があり、適正な管理運営が行われている。  
 C:仕様書等の内容を下回る項目があり、さらなる工夫・努力が必要である。  
 D:仕様書等の内容に対し、重大な不適切な事項が認められ改善を要する。

(様式2)

9 施設管理運営の課題

項目	指定管理者	所管課
施設の管理運営の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者グループの活動が高齢化等で停滞傾向にある。</li> <li>・築40年超になる建物設備・備品の老朽化が進み、特に受電設備、水道配管及び身障者トイレ等が劣化していて信頼性に不安がある。特に、令和2年2月に301号室の冷暖房施設が故障し、緊急改修が必要になっている。</li> <li>・公園駐車場が容量不足で館利用者の利便性が確保できていない。(平成29年度に県事業で公園駐車場整備が実施されたが、駐車場以外で混雑時に駐車していたスペースが駐車禁止となったことにより、全体の駐車可能台数は減少) 特に、令和2年3月から飯田警察署に優良運転免許作成機1台が稼働したため43台優先利用され、益々駐車場不足が顕著になった。</li> <li>・現在、公園利用者と合わせて52台となっている。当館主催の自主事業や貸館としての必要最低限(平成28年度の135台)の駐車場を確保するために財産管理者(所管課)の責任において改善に向けた検討を至急お願いしたい。</li> <li>少なくとも、駐車場不足解消と301号室の改修が至急実施されないと当館の管理運営が極めて困難である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設及び設備の劣化等の課題に対しては、県全体のファシリティマネジメントの中で、緊急性を考慮しながら、計画的な修繕を行っていく。</li> <li>・新規の利用者グループの確保等の取組みに努めていただきたい。</li> <li>・駐車場の問題については、周辺施設等との調整を図りながら、改善に向けた検討を引き続きお願いしたい。</li> </ul>

10 第三者評価で指摘された事項の管理運営等への反映状況(第三者評価実施年度の翌年度以降に記載)

【実施年月日: 年 月 日】

第三者評価における指摘・意見等	管理運営等への反映状況	
	指定管理者	所管課